

第2次佐賀型中小事業者応援金 よくあるお問い合わせ

I 応援金の対象要件について……………p3~p13

- Q1.どのような事業者が対象となるのでしょうか。
- Q2.県内に本社・本店を有する事業者とはどのような事業者ですか。
- Q3.本社・本店は県外ですが県内に事業所があります。応援金の対象になりますか。
- Q4.中小企業者とはどのような事業者ですか。
- Q5. 中小企業団体である〇〇協同組合です。組合員からの付加金収入が 20%以上減少した場合対象となりますか。
- Q6. NPO 法人です。今回の応援金の支給対象となりますか。
- Q7.中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。
また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。
- Q8.中小企業基本法上の「製造業その他」、「卸売業」、「小売業」、「その他」のどの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。
- Q9.中小企業基本法上の中小企業に該当するためには、資本金と従業員の両方の基準を満たす必要がありますか。
- Q10.対象とならない事業者とは具体的にどのようなものですか。
- Q11.Q10にある「一部対象事業者として認める場合があります。」とは具体的にどのような事業者ですか？
- Q12.複数の事業を行っています。そのうち一部が Q9 の事業者に該当します。この場合は申請できますか。
- Q13.複数の事業(例:飲食店+小売業)を行っています。飲食店は佐賀県からの時短要請に協力したため「佐賀県時短要請協力金」の交付を受けました。飲食店以外の事業(例:小売業)で対象要件を満たしている場合、この応援金も申請できますか。
- Q14.比較する売上月額が令和3年3月~令和3年6月なのはなぜですか。
- Q15.月単位の売上額で比較した場合、20%までは落ちていません。この場合は対象外でしょうか。
- Q16.創業して間もないため、売上が前年同月と比較できません。どうしたらいいですか。

- Q17. 売上月額は20%以上減少していますが、比較対象月の売上月額が15万円(個人事業主)未満です。この場合は対象外となりますか。
- Q18. 比較対象とする月に体調を崩し休業していました。比較できないので対象外ですか。
- Q19. 佐賀県内の事業所だけだと20%以上減少していますが、他県にある事業所を含む全体で見た場合に売上月額が20%減少していません。この場合対象外ですか。
- Q20. 個人事業主です。主たる収入となる業務委託契約等収入を雑所得・給与所得で確定申告しています。この場合申請できますか。
- Q21. 前回の『佐賀型中小事業者応援金』を受給しました。この場合申請できますか。
- Q22. 月次支援金など国や市町から支援金の交付を受けました。この場合申請できますか。

2 申請手続きについてp13~p16

- Q1. 申請はどのようにしたらいいですか。
- Q2. 申請はいつからできますか。
- Q3. 申請にはどのような書類が必要ですか。
- Q4. 誓約書(様式2)は自作のものでもよいですか。
- Q5. 誓約書に記載の「業種に係る営業に必要な許可等」とはどのようなものですか。
- Q6. 口座振替申出書(様式3)の申請者と口座名義が異なってもよいですか。
- Q7. 確定申告をしていません(営業赤字のため等)が申請できますか。
- Q8. 開業届がありません(紛失、未提出等)。添付書類はどうすればよいですか。
- Q9. 個人の本人確認書類はマイナンバーカード(個人番号カード)の写しでもよいですか。
- Q10. その他必要な書類とはどのようなものですか。
- Q11. 追加で書類の提出を求められることはありますか。
- Q12. 申請書や売上台帳(参考様式)に記入する売上は税込み、税抜きどちらですか。
- Q13. 売上台帳(参考様式)は同様の内容が記載されたものであれば代用可能ですか。

Q1.どのような事業者が対象となるのでしょうか。

A.以下に該当する対象事業者で、対象要件を満たす事業者のみなさんです。

(対象事業者)

佐賀県内に本社・本店を有する中小企業者及び県内在住の個人事業主
ただし、以下のいずれかに該当する場合は**対象外**となります。

- ① 「佐賀県時短要請協力金」の交付を受けた事業者又は受ける予定の事業者
- ② 農林漁業者(※)
- ③ 医療・福祉サービス業者(※)
- ④ 性風俗関連特殊営業を行う事業者

(※)一部対象となる事業者があります。詳細はQ9、Q10をあわせてご確認ください。

(対象要件)

以下の全てを満たすこと

- ① 売上月額が令和3年3月から6月のいずれかの月(以下、対象月)において、前年又は前々年同月(以下、比較対象月)と比較して20%以上減少していること
- ② 比較対象月の売上月額が法人20万円以上、個人15万円以上であること、または、前年又は前々年の3月から6月の平均売上月額が法人20万円以上、個人15万円以上であること。
- ③ 現在、事業を継続しており、今後も佐賀県内で事業を継続していく意思があること

Q2.県内に本社・本店を有する事業者とはどういった事業者ですか。

A. 法人は登記上の住所、個人事業主は住民票の住所が佐賀県内にある方です。

Q3.本社・本店は県外ですが県内に事業所があります。応援金の対象になりますか。

A. 原則、対象外です。

ただし、法人で登記上の本店住所に実態がなく佐賀県内にしか事実上の事業所がない場合や個人事業主で自宅住所は県外だが事業所は佐賀県内のみしかない場合等については個別に確認させていただきますのでご相談ください。

Q4. 中小企業者とはどのような事業者ですか。

A. この応援金の対象となる中小企業者及び個人事業主とは、「中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（会社法上の会社）の範囲」又は「中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等」を基本としております。具体的には以下の通りです。

【中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲】

業種	中小企業者 (下記いずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

【中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に定める中小企業団体等】

(中小企業団体等の種類)

第三条 この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 削除
- 四 信用協同組合
- 五 協同組合連合会
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 商工組合
- 九 商工組合連合会

(注) 上記を基本の対象者とし特定非営利活動法人等のうち地域の持続的な発展に寄与し事業収入がある団体に関しては対象となる場合がありますのでご相談ください。Q6をご参照ください。

Q5. 中小企業団体である〇〇協同組合です。組合員からの付加金収入が 20%以上減少した場合対象となりますか。

A. 組合員からの定額の付加金のような事業性が認められない収入の場合、対象となりません。売上減少要件の対象となる収入は事業収入である必要があります。

事業収入は、例えば、組合員の売上に応じて組合に入ってくる販売手数料収入などが考えられます。証拠書類として事業収入と分かる決算書等の提出が必要となります。

※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入や株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。

※申請手続きについては『佐賀型応援金相談センター』にご相談ください。

Q6. NPO 法人（または一般財団法人、一般社団法人）です。今回の応援金の支給対象となりますか。

B. 地域の持続的な発展に寄与し、農林漁業、医療・福祉サービス業を除く事業収入が比較対象月で 20 万円以上あり、当該事業収入が売上減少要件に該当する団体は給付金の支給対象となります。事業収入がある証拠書類として活動計算書、決算書等の提出が必要となります。

※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。

※NPO 法人及び公益法人等の申請手続きについては『佐賀型応援金相談センター』にご相談ください。

Q7. 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。

また、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者並びに会社役員及び個人事業主は「常時使用する従業員」に該当するか教えてください。

A. 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、個別に判断されると解されます。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しないと解されます。

(参考) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)

(解雇の予告)

第 20 条

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも 30 日前にその予告をしなければならない。30 日前に予告をしない使用者は、30 日以上平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

2 前項の予告の日数は、1 日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項但書の場合にこれを準用する。

第 21 条

前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。但し、第 1 号に該当する者が 1 箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合、第 2 号若しくは第 3 号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合又は第 4 号に該当する者が 14 日を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。

- 一 日日雇い入れられる者
- 二 2 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 三 季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて使用される者
- 四 試の使用期間中の者

Q8. 中小企業基本法上の「製造業、建設業、運輸業その他業種」、「卸売業」、「サービス業」、「小売業」のどの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。

A. 下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類をご覧いただき、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu/01_03000023.html

Q9. 中小企業基本法上の中小企業に該当するためには、資本金と従業員の両方の基準を満たす必要がありますか。

A. 両方の基準を満たす必要はありません。「資本金の額又は出資の総額」または「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業者に該当します。

Q10. 対象とならない事業者とは具体的にどのようなものですか。

A. 以下に該当する事業者です。

(農林業漁者)

日本標準産業分類において、大分類 A-農業、林業及び大分類 B-漁業に該当する事業を行っている事業者。ただし、一部対象事業者として認める場合があります。

(医療・福祉サービス業者)

・日本標準産業分類において、大分類 P-医療、福祉に該当する事業を行う事業者。

ただし、一部対象事業者として認める場合があります。

・主として医師または歯科医師が発行する処方せんに基づいて、医薬品を調剤する事業者

・福祉タクシー事業を行っている事業者

(性風俗関連特殊営業を行う事業者)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っている事業者

Q11. Q10にある「ただし、一部対象事業者として認める場合があります。」とは具体的にどのような事業者ですか？

A.以下に該当する事業者です。

(農林漁業者)

許認可を取得し製造、加工業、宿泊業等の事業を行っている事業者等については、当該事業部分についてのみ対象事業者とします。

(医療・福祉サービス業者)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(日本標準産業分類番号:8351)及びその他の療術業(日本標準産業分類番号:8359)を運営する事業者

Q12.複数の事業を行っています。そのうち一部が Q10 の事業者該当します。この場合は申請できますか。

A. Q10 で規定する事業者以外の事業部分については対象事業者として申請できます。但し以下の場合に限ります。

(1)農林漁業者の場合

確定申告書 B④欄(「農業」)に事業収入が計上されている場合、営業許可等の許認可を受けており、かつ、売上台帳等により許認可を得た事業の売上額が確認できる事業者。なお、申請する際は、許認可証の写しを提出してください。

また、確定申告書 B⑦欄(「営業等」)に事業収入が計上されている場合、事業を行うにあたり必要な許認可を取得し、売上台帳等により当該事業の売上額が確認できる事業者。なお、申請する際は、必要な許認可証の写しを提出してください。

(2)それ以外の事業者

事業を行うにあたり許認可が必要な場合はこれを取得し、売上台帳等により当該事業の売上額が確認できる事業者。

Q13.複数の事業(例:飲食店+小売業)を行っています。飲食店は佐賀県からの時短要請に協力したため「佐賀県時短要請協力金」の交付を受けました。飲食店以外の事業(例:小売業)で対象要件を満たしている場合、この応援金も申請できますか。

A.佐賀県時短要請協力金との重複申請はできません。

Q14.比較する売上月額が令和3年3月~6月なのはなぜですか。

A.今回の応援金は飲食店の時短営業や緊急事態宣言区域である他県の不要不急の外出・移動の自粛の影響などにより厳しい営業を余儀なくされている中小企業に対する応援であることから、このような影響が大きかったと思われる令和3年3月から令和3年6月における売上額を判断の基準としています。

Q15.月単位の売上額で比較した場合、20%までは落ちていません。この場合は対象外でしょうか。

A.県の時短要請期間(令和3年5月10日から6月5日まで)を含む30日間または令和3年5~6月の平均と前年又は前々年の同期間を比較し20%以上減少している場合は対象となります。

例1)5月10日から6月5日までを含む30日間で比較した場合

$$1 - \frac{\text{令和3年5月10日~6月8日まで売上}}{\text{令和2(元)年5月10日~6月8日まで売上}} \times 100 \geq 20\%$$

例2)5~6月の2か月の平均で比較した場合

$$1 - \frac{\text{令和3年5月~6月の平均売上}}{\text{令和元年又は令和2年5月~6月平均売上月額}} \times 100 \geq 20\%$$

Q16.創業して間もないため、売上が前年同月と比較できません。どうしたらいいですか。

A.創業後の売上月額のうち、最も売上月額が多い月と令和3年3月から6月までのいずれかの月の売上額を比較してください。

なお、この場合は、以下2項目のいずれも満たす必要があります。

- ① 令和3年3月までに創業した事業者(申請時に税務署の受付印が押印された開業届を提出してください。)
- ② 創業後最も売上月額が多い月の売上月額が、法人の場合20万円以上、個人の場合15万円以上であること

例) 創業間もない事業者の売上比較

$$1 - \frac{\text{令和3年3月売上額}}{\text{令和3年1月売上(創業後の最多売上額)}} \times 100 \geq 20\%$$

Q17. 売上月額は20%以上減少していますが、比較対象月の売上月額が15万円(個人事業主)未満です。この場合は対象外となりますか。

対象月(令和3年3月~6月のいずれかの月)の売上月額が、比較対象月(前年又は前々年の同月)の売上と比較し、20%以上減少しており、かつ、前年又は前々年の3月から6月の平均売上月額が15万円(個人事業主の場合。法人の場合は20万円)以上であれば対象となります。

(例)個人事業主で売上月額が以下のような場合は**対象となる**。

令和3年5月の売上は比較対象月から20%以上減少かつ令和2年3~6月の平均売上月額が15万円以上であるため、対象。

令和2年 3月 20万円

令和2年 4月 20万円

令和2年 5月 12万円(比較対象月) ⇒ 令和3年5月 4万円(対象月)

令和2年 6月 20万円

Q18. 比較対象とする月に体調を崩し休業していました。比較できないので対象外ですか。

A.休業していたことが確認できるものが提出できる場合において、創業間もない場合と同様に事業を再開して以降最も売上月額が多い月(例:令和3年1月)と令和3年3月から6月までのいずれかの月の売上額を比較してください。

Q19. 佐賀県内の事業所だけだと20%以上減少していますが、他県にある事業所を含む全体で見た場合に売上月額が20%減少していません。この場合対象外ですか。

A.佐賀県内の事業所のみで売上月額が20%以上減少している場合は申請ができます。申請書には県内事業所の売上月額を記入してください。ただし、他県分も含む事業全体で前年同月と比較した場合において売上月額が増加している場合は対象となりません。

この場合の申請書類と通常の提出書類に加えて、佐賀県内の事業所の売上月額が確認できる書類(売上台帳等)を合わせて提出してください。

Q20. 個人事業主です。主たる収入となる業務委託契約等収入を雑所得・給与所得で確定申告しています。この場合申請できますか。

A. 申請は可能です。ただし、業務委託契約等収入が確定申告書において、以下の①及び②を満たしている必要があります。この場合、必要書類として業務委託契約の内容が確認できる業務委託契約書及び源泉徴収票等の写しを提出してください。

- ① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の欄（以下の㉞、㉟又は㊱）に含まれる「業務契約等に基づく事業活動からの収入」がそれぞれの収入区分（㉞～㊱）の中で最も大きいこと。
- ② 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「雑 業務」、「雑 その他」又は「給与」の収入よりも大きいものはないこと。

確定申告B 第一表

収入金額等	事	営業等	㉞	
	業	農業	㉟	
		不動産	㊱	
		利子	㊲	
		配当	㊳	
	給	給与	㊴	
	与			
	雑	公的年金等	㊵	
		業務	㊶	
		その他	㊷	
	譲	短期	㊸	
		長期	㊹	
	渡	一時	㊺	

※㊴㊶㊷に含まれる業務委託契約が最大の場合は対象

Q21. 前回の『佐賀型中小事業者応援金』を受給しました。この場合申請できますか。

A. 申請は可能です。前回『佐賀型中小事業者応援金』を受給された方も受給対象者となります。

Q22. 月次支援金など国や市町から支援金の交付を受けました。この場合申請できますか。

A. 申請は可能です。ただし、第2期以降の佐賀県時短要請協力金の交付を受けた方、交付を受ける予定の方は対象外となります。

2 申請手続きについてp14~p17

Q1.申請はどのようにしたらいいですか。

A.申請は郵送又はオンラインで受け付けます。県のHPに申請書類を掲載していますのでご確認ください。

なお、持参窓口は設けておりません。感染拡大の防止の観点からご協力をお願いします。

県HP :<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00380542/index.html>

オンライン申請:<https://www.saga-ouenkin.com/2/>

Q2.申請はいつからできますか。

A.申請受付期間は以下となります。

郵送受付：令和3年6月1日(火)～7月30日(金)

※令和3年7月30日消印有効

オンライン受付：令和3年6月1日(火)～7月30日(金)

※令和3年7月30日23時59分までに送信を完了してください。

Q3.申請にはどのような書類が必要ですか。

A.ケース毎に必要な書類が異なりますので別添「売上減少の比較ケース」でご自身が該当するケースに必要な申請書類をご確認ください。

Q4.誓約書(様式2)は自作のものでもよいですか。

A.いいえ。必ず所定の様式(県HPに掲載)をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

Q5.誓約書に記載の「業種に係る営業に必要な許可等」とはどのようなものですか。

A.営業を行うために必要な許認可になります。参考までに最終ページに主なものを記載しておりますのでご確認ください。その他必要な書類として提出をお願いする場合があります。

Q6.振込先口座振替申出書(様式3)の申請者と口座名義が異なってもよいですか。

A.振込先口座は申請者本人の口座に限ります。

Q7.確定申告をしていません(営業赤字のため等)が申請できますか。

A.申請は可能です。但し、「確定申告をしていない理由書(様式任意)」と「業種に係る営業に必要な許認可証の写し」を提出してください。

Q8.開業届がありません(紛失、未提出等)。添付書類はどうすればよいですか。

A.開業届がない場合は、営業実態を確認するため、直近3か月の経理帳簿の写しをあわせてご提出ください。

Q9.個人の本人確認書類はマイナンバーカード(個人番号カード)の写しでも良いですか。

A.マイナンバーカード(個人番号カード)をご提出いただく場合は、表面(写真が入っている面)のみコピーしてご提出ください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは不要です。

Q10.その他必要な書類とはどのようなものですか。

A.営業実態の確認等のために許認可証等の書類を求める場合などを想定しています。

Q11.追加で書類の提出を求められることはありますか。

A.必要最小限で審査を進めますが、審査の過程において、別途資料の提出を求めることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不交付として決定させていただきます。また、届出書類は返却いたしません。

Q12.申請書や売上台帳(参考様式)に記入する売上は税込み、税抜きどちらですか。

A.どちらでも結構です。但し、「申請書に記入する売上金額」と「売上月額が確認できる書類(法人概況説明書2ページ目や青色申告決算書2ページ目、売上台帳(参考様式))に記入する売上金額」が一致していることを確認してください。

Q13.売上台帳(参考様式)は同様の内容が記載されたものであれば代用可能ですか。

A.対象事業が記載された試算表や帳簿などでの代用も可能です。

また、「申請書に記入する売上金額」と一致しているかの確認をお願いします。

業種	認可等	根拠法	有効期限	許認可権者
食料品製造業	許可	食品衛生法（52条）	5年を下らない期間	知事（保健所長）
食料品販売業	許可	食品衛生法（52条）		
飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法（52条）		
建設業	許可	建設業法（3条）	5年	国土交通大臣 又は知事
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（4条）	－ ただし、一般貸切旅客自動車運送事業は5年更新	国土交通大臣 （地方運輸局長）
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法（43条）	－	
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（3条）	－	
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法（35条）	－	
旅館業	許可	旅館業法（3条）	－	知事
古物営業	許可	古物営業法（3条）	－	公安委員会
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製造販売業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（12条）	5年又は6年	厚生労働大臣 又は知事
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品製業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（13条）	5年又は6年	
医薬品販売業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（24条）	6年	知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業・賃貸業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（39条）	6年	厚生労働大臣 又は知事
医療機器修理業	許可	医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（40条の2）	5年	
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（7条）	2年	市町村長
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条）	5年（更新時5年又は7年）	知事
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（14条の4）	5年（更新時5年又は7年）	
有料職業紹介事業	許可	職業安定法（30条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法（3条）	5年	国土交通大臣 又は知事
酒類製造業	免許	酒税法（7条）	－	税務署長

業種	認可等	根拠法	有効期限	許認可権者
酒母・もろみ製造業	免許	酒税法（8条）	—	
酒類販売業	免許	酒税法（9条）	—	
第1種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法（5条）	—	知事
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	—	経済産業局長 又は知事
労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（5条）	3年（更新時5年）	厚生労働大臣
家畜商	免許	家畜商法（3条）	—	知事
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法（35条）	期限を付すことができる（概ね2年）	市町村長
興行場	許可	興行場法（2条）	—	知事
浴場業	許可	公衆浴場法（2条）	—	知事
測量業	登録	測量法（55条）	5年	国土交通大臣
砂利採取業	登録	砂利採取法（3条）	—	知事
採石業	登録	採石法（32条）	—	知事
建築士事業所	登録	建築士法（23条）	5年	知事
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）	5年	経済産業局長 又は知事
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法（78条）	—	地方運輸局長
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（3条）	—	経済産業大臣
揮発油特定加工業者	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の2）	—	経済産業大臣
軽油特定加工業者	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（12条の9）	—	経済産業大臣